

要件事項	<p><航空／海上業務> I B P時の検査立会者存在チェックの廃止</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 「輸入申告事項登録変更（I D A O 1）」業務において、入力された検査立会者がシステムに存在するかチェックを実施しており、輸入許可前引取貨物の輸入申告（I B P）の際に、当該利用者が存在しない場合に、システムでの申告が不可能となるため、手作業移行し、マニュアルで申告が必要となる。</p>
	<p><変更後仕様> I D A O 1業務において、B P承認後は入力された検査立会者がシステムに存在しない場合、エラーとならないようにすることで、システムでのI B Pを可能とする。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

I D A O 1業務において、B P承認後に、入力された検査立会者がシステムに存在しなくてもエラーとならないように、チェック処理を変更する。

- (A) 検査立会者に入力された利用者コードが、利用者D Bに存在しているかのチェックにおいて、B P承認後の場合は、チェックしないように変更する。
- (B) 検査立会者は、B P承認後は変更不可である。本改変においては、変更不可チェックの変更は行わない。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告事項登録変更（I D A O 1）」業務

3. リリース予定日／サービス開始予定日

(1) A P、端末資材

A P : 2022年03月20日（日）保守時間帯